

# 神流町特定地域生活排水処理事業

## 経営戦略

令和8年3月

群馬県神流町

## 神流町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 神流町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (供用開始後29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度	12.96人/k㎡	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1地区(神流町全域)		
処 理 場 数	合併処理浄化槽431基(令和7年4月1日現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	合併処理浄化槽のため無し(神流町で発生したし尿・浄化槽汚泥は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 岡之郷クリーンセンターで処理)		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	人槽区分		使用料の額(月額)		
	5人槽		3,300円		
	6人槽		3,600円		
	7人槽		4,200円		
	8人槽		4,800円		
	10人槽		5,900円		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	11人槽以上		別に定める		
	その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和7年度	— 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和7年度	— 円
	令和6年度	— 円		令和6年度	— 円
	令和5年度	— 円		令和5年度	— 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	0人(本町の浄化槽事業は、住民生活課 環境衛生係の職員1名が兼務で担当しています)
事業運営組織	

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併処理浄化槽保守点検・清掃業務委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

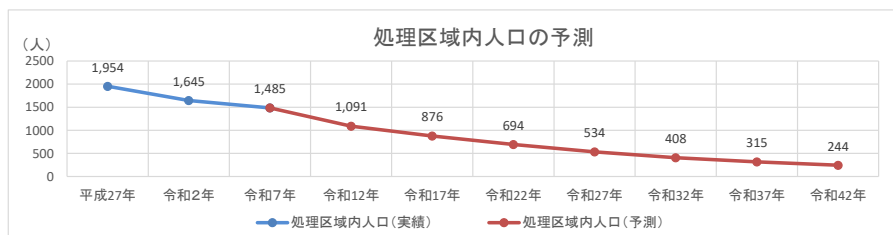
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

法適用初年度である令和6年度の経常収支比率は、100%以上であり黒字となった。しかしながら、一般会計からの繰入金総額が総収益の4割弱を占めているため、収益性を考えた効率的な整備を行うとともに使用料金の増収を目指す必要がある。  
 経費回収率は、86.8%であり100%以上になるよう今後更なる使用料滞納回収の努力、使用料改定の検討が必要である。  
 汚水処理原価は、浄化槽汚泥やし尿処理を広域市町村圏振興整備組合に委託し共同処理を行っているため広域組合負担金等の比率が多くなっている。汚水処理の広域化が完了しているという点を考慮すると現状維持が好ましい。  
 水洗化率は、76.9%と低く合併浄化槽のさらなる普及が必要と考えられるが、高齢者世帯が多く後継者がいない住宅が多くなっているため、大きな上昇は見込めない。希望する住民に対しての合併処理浄化槽への転換は、ほぼ100%完了していると認識している。  
 老朽化については、平成8年度に合併処理浄化槽市町村設置型事業を開始しているため、耐用年数を超過している浄化槽が増えている。適正な管理を徹底し長く使用できるよう心がける必要がある。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

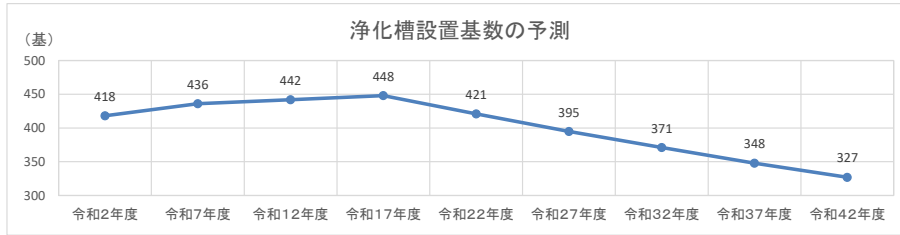
本町全体が計画処理区域となっているため、行政区域内人口が処理区域内人口となります。  
 行政区域内人口は、第3次神流町総合計画を根拠としています。



出典 第3次神流町総合計画(令和5年3月) P.19 社人研準拠による推計(2015年～2060年)

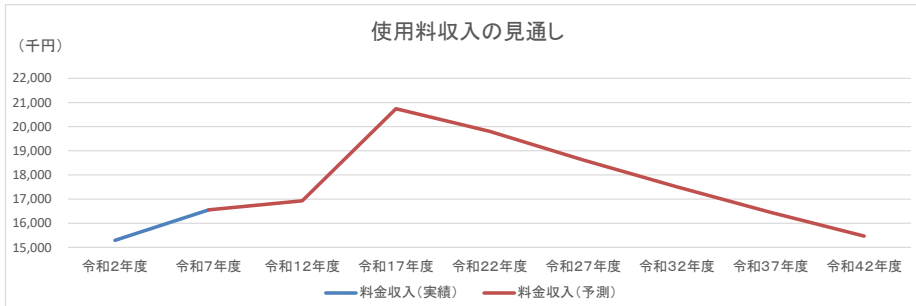
(2) 浄化槽設置数の予測

浄化槽整備事業は平成8年度より開始しています。神流町循環型社会形成推進地域計画に基づき、毎年3基の設置を見込んでいます。令和20年度をピークに人口減少に伴い設置基数が減少すると見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

浄化槽設置基数の増加に伴い使用料収入も増加する見込みです。また、令和15年度に使用料単価の改定(+20%)を見込んでいます。なお、令和20年度以降は人口減少に伴い使用料収入が減少する見込みです。



(4) 施設の見通し

生活排水の適切な処理を推進するため、汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を実施していきます。耐用年数を超過した合併処理浄化槽もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数をの点検を行い更新を行っていきます。

(5) 組織の見通し

住民生活課環境衛生係の職員1名(兼務)で業務を行っています。今後も同様の体制を維持していく方針です。

3. 経営の基本方針

○町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上  
 本町の生活排水は合併処理浄化槽の整備が進みつつありますが、汲み取りや単独処理浄化槽が多く、生活排水は未処理のまま河川等に排出されている状態であるため、合併処理浄化槽への転換設置が重要です。  
 引き続き、合併処理浄化槽の設置から維持管理また、休止及び廃止まで町が行い、生活排水の適正な処理を推進していきます。  
 ○経営の安定  
 人口減少の中、限られた財源で将来にわたって持続的・安定的・効率的に事業を推進し、健全な経営に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	説明
	平成8年度から特定地域生活排水事業を開始し、令和6年度までに433基設置しました。令和17年度までに約33基の設置を行い、その後も年間3基の転換設置を計画します。

- ・投資の目標に関する事項  
年間設置基数の目標を3基と設定しています。
- ・浄化槽更新に関する事項  
耐用年数を超過した浄化槽が増加しますが、基本的に修繕で長寿命化を図ります。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項  
該当なし
- ・投資の平準化に関する事項  
投資の平準化は行っていません。
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)  
該当なし
- ・防災・安全対策に関する事項  
該当なし
- ・その他  
該当なし

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入を基本としますが、不足分は一般会計からの繰入金を充てる計画です。 また、一般会計の繰入金を最小限にとどめ、健全な生活排水事業運営を目指します。
-----	---

浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金(環境省)と群馬県浄化槽整備事業補助金及び下水道事業債(特定地域生活排水処理事業)を活用し計画的に取り組みます。  
また、合併処理浄化槽の設置及び維持管理費用が増加していることから、令和15年に月額使用料(+20%)の改定を予定しています。

人 槽	改 定 前	改 定 後 ( 予 定 )
5人槽	3,300円	3,960円
6人槽	3,600円	4,320円
7人槽	4,200円	5,040円
8人槽	4,800円	5,760円
10人槽	5,900円	7,080円
11人槽以上	別に定める	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

合併処理浄化槽の維持管理費として、委託費等を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	町内で発生したし尿及び浄化槽汚泥は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の岡之郷クリーンセンターで処理しており、今後も継続していく計画です。
投資の平準化に関する事項	該当ありません
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当ありません
その他の取組	該当ありません

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和15年に料金の見直しを検討しています。
資産活用による収入増加の取組について	該当ありません
その他の取組	一般会計繰入金については、極力縮減するよう他収入の確保及び経費の節減に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	合併処理浄化槽の保守点検及び清掃業務を委託しています。
職員給与費に関する事項	本事業に職員1名を配置していますが、他事業と兼務しているため給与費は発生しておりません。
修繕費に関する事項	保守点検委託者と連携し、老朽化状態の把握、修繕個所の早期発見早期修繕に努めます。
委託費に関する事項	委託業務内容を計画的に精査し、経費の削減及び適正価格での執行を図ります。
その他の取組	合併浄化槽の転換設置の推進及び維持管理費用等の削減並びに財源確保に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年、進捗管理(モニタリング)を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが重要となります。目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績の乖離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行います。また、計画のローリング(定期的な見直し)については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。
-------------------------	--

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

群馬県 神流町

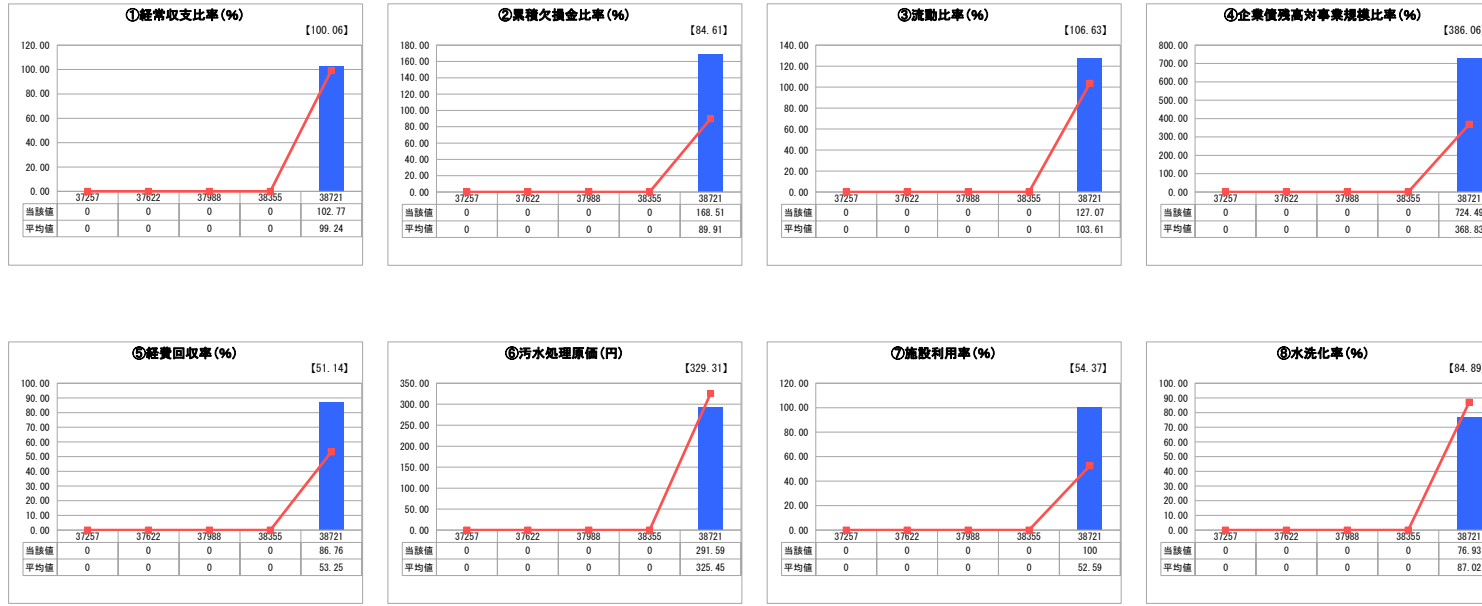
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金(円)
-	52.65	54.88	100.00	3,300

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,511	114.60	13.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
815	0.05	16,300.00

## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

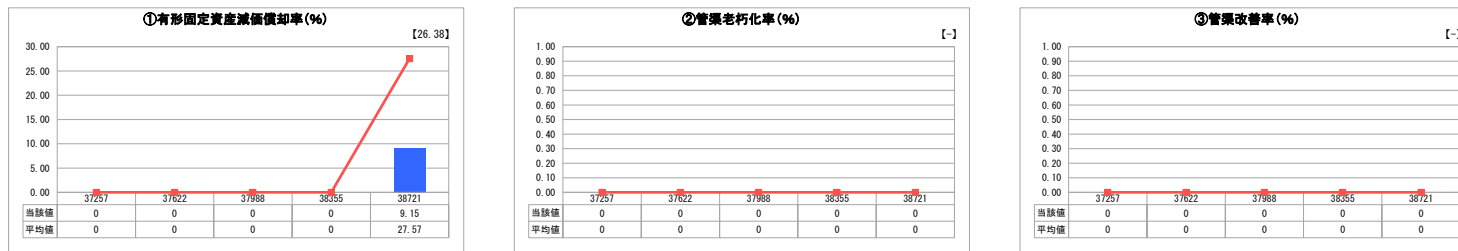
### 1. 経営の健全性・効率性について

①法適用初年度である令和6年度の経常収支比率は、100%以上であり異なっていた。しかしながら一般会計からの繰入金が増収の4割弱を占めているため、収益性を考えた効率的な整備を行うとともに使用料金の増収を目指す必要がある。  
 ②企業債償還額が比較的少ないことから、類似団体と比較して高い水準である。  
 ③浄化槽普及拡大により増設工事を毎年実施しているため平均値よりも高い値となっている。今後も同様の状況で推移することが予測されるため、使用料金改定等を検討する必要がある。  
 ④類似団体平均を上回っているが、100%以上になるよう今後更なる使用料滞納回収の努力、使用料改定の検討が必要である。  
 ⑤浄化槽汚泥や尿処理を広域市町村圏連携整備組合に委託し実施しているため広域組合負担等の比率が多くなっている。汚水処理の広域化が完了しているという点を考慮すると現状維持が好ましい。  
 ⑥市町村設置型事業で整備した浄化槽については住民の一般家庭に設置されているため、高い値で推移している。利用状況としては、適正に利用されていると考えられるため継続してこの値を維持する必要がある。  
 ⑦平均よりも低く合併浄化槽のさらなる普及が必要と考えられるが、高齢者世帯が多く後継者がいない住宅が多くなっているため、無理に転換を勧めることは難しい。希望する住民に対しての合併処理浄化槽への転換は、ほぼ100%完了していると認識しているため今後更なる事業規模拡大は存じなず継続していく。このように水洗化率はその地域浄化槽の特性によってもであり無理に引き上げようとする性質のものではないと認識している。

### 2. 老朽化の状況について

平成8年度に合併処理浄化槽市町村設置型事業を開始し事業開始から28年経過している。設置後の合併処理浄化槽については、浄化槽清掃業者各社による保守点検や清掃、法定検査を実施している中で不適正浄化槽に対する指摘は少ない。今後も適正な管理を徹底し長く使用できるよう心がける必要がある。浄化槽本体の老朽化に関する状況把握は実施していないが、保守点検委託業者と連携し故障箇所を早期発見、早期修繕ができるような体制を構築している。災害復旧工事を除き、通常使用範囲内での大規模な修繕は発生していないが、浄化槽内部部品の劣化に伴う修繕が発生している。また、浄化槽内部のろ材、担体の修繕が多数発生しているが、これは1人暮らし世帯等使用頻度の少ない浄化槽に発生する不具合であるため、必要経費であると認識している。今後、老朽化した合併処理浄化槽から新たな合併処理浄化槽への更新が発生することも視野に入れ事業を展開していく必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

全体的に健全な経営といえる数値へ近づけるための経営改善が必要と考えられる。水洗化率については平均値より大きく下回っている。合併処理浄化槽への転換を呼びかけることが必要であることは理解しているが、過疎地域で高齢者世帯が多く、さらに後継者がいない住宅が多い現状を考慮すると積極的な呼びかけは行えない。今後は合併処理浄化槽設置希望者が少なくなるため施設整備費を抑え、修繕費に重点を置いて事業を継続していく必要があると考える。そのためには、経営に関して経費削減或使用料金改定等検討が必要である。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
		令和6年 (決算)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
資本的 収 入	1. 企 業 債	1,000	2,100	16,100	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	352	251	1,824	529	529	529	529	529	529	529	529	529
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	882	441	5,241	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	429	501	1,162	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	9. そ の 他												
	計 (A)	2,663	3,293	24,327	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	2,663	3,293	24,327	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752
	資本的 支 出	1. 建設改良費	3,159	4,840	26,449	6,820	6,820	6,820	6,820	6,820	6,820	6,820	6,820
うち職員給与費													
2. 企業債償還金		8,759	9,855	11,215	10,920	10,168	9,730	9,024	8,724	8,538	7,421	6,077	5,507
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. そ の 他													
計 (D)	11,918	14,695	37,664	17,740	16,988	16,550	15,844	15,544	15,358	14,241	12,897	12,327	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	9,255	11,402	13,337	10,988	10,236	9,798	9,092	8,792	8,606	7,489	6,145	5,575	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	714	700	4,299	4,500	4,500	3,700	3,300	3,099	2,791	2,681	2,271	2,262
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他	8,540	10,702	9,038	6,488	5,736	6,098	5,792	5,693	5,815	4,808	3,874	3,313
計 (F)	9,254	11,402	13,337	10,988	10,236	9,798	9,092	8,792	8,606	7,489	6,145	5,575	
補填財源不足額 (E)-(F)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	110,782	106,826	116,113	109,594	103,826	98,497	93,873	89,550	85,412	82,392	80,716	79,610	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
		令和6年 (決算)	令和7年 (当初予算)	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
収益的収支分		19,124	22,961	23,534	24,005	24,485	24,974	25,474	25,983	26,503	27,033	27,574	28,125
	うち基準内繰入金	1,710	1,620	1,584	1,951	1,905	1,873	1,853	1,844	1,839	1,836	1,842	1,858
	うち基準外繰入金	17,414	21,341	21,950	22,054	22,580	23,101	23,621	24,139	24,664	25,197	25,732	26,267
資本的収支分		352	251	1,824	529	529	529	529	529	529	529	529	529
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	352	251	1,824	529	529	529	529	529	529	529	529	529
合 計	19,476	23,212	25,358	24,534	25,014	25,503	26,003	26,512	27,032	27,562	28,103	28,654	